

暫定基準を設定した農薬に係る食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく、飼料中の農薬の残留基準（いわゆる暫定基準）の設定は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第3号に該当することから、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価については、本施策の施行後相当の期間内に食品安全委員会に依頼することとされている。

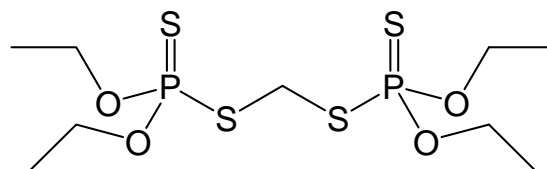
今般、評価に必要な資料が整ったことから、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) エチオン

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である牧草を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成6年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書、平成11年度飼料の安全性確認調査委託事業報告書、1994年JMPR評価書）を提出する。

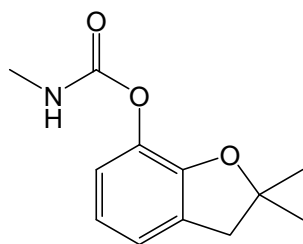


(2) カルボフラン

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成8年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書、平成16年度飼料の安全性確認調査委託事業報告書、1997年JMPR評価書、2003年JMPR評価書）

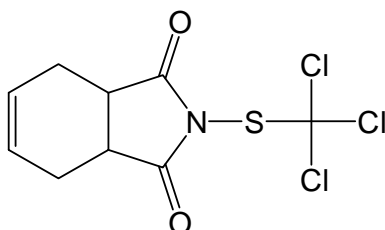
を提出する。



(3) キャプタン

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（とうもろこし）を対象に残留基準を設定した。

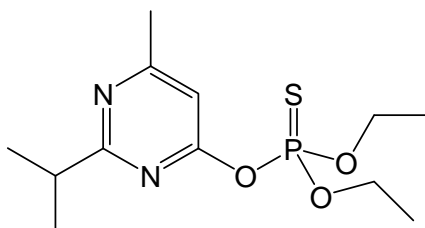
なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成16年度有害物質の畜産物中への移行残留調査報告書、2000年 JMPR 評価書）を提出する。



(4) ダイアジノン

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成2年度飼料安全性確認調査委託事業報告書、1996年 JMPR 評価書）を提出する。

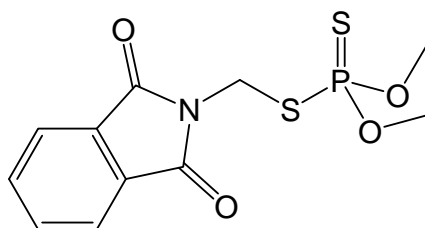


(5) ホスメット

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成6年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書、平成16年度飼料中有害物質の

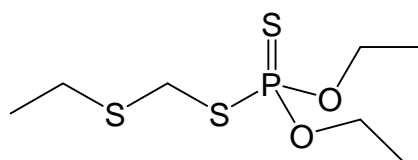
牛乳への移行調査報告書、1997年 JMPR 評価書) を提出する。



(6) ホレート

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

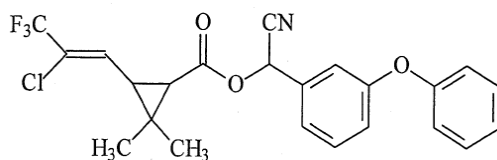
なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成8年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書、平成16年度飼料の有害物質等残留基準設定等委託事業報告書、2005年 JMPR 報告書）を提出する。



(7) シハロトリン

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成16年度有害物質の畜産物中への移行残留調査報告書、2008年 JMPR 評価書）を提出する。

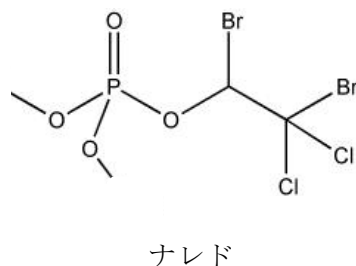
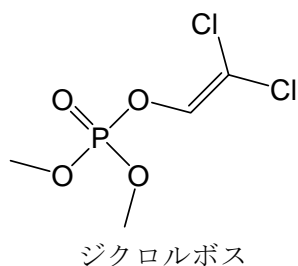


(8) ジクロルボス及びナレド

ジクロルボス及びナレドは殺虫剤である。ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。なお、分析時にナレドがジクロルボスに分解することから、ジクロルボス及

びナレドの総和として基準値を設定している。

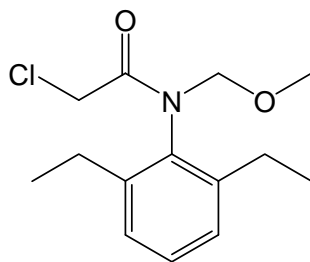
本評価依頼に当たって、家畜移行試験及び家畜移行試験（平成5年飼料安全性確認調査委託事業報告書、1993年JMPR評価書、EPA評価書）を提出する。



(9) アラクロール

本剤は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（平成3年度ポストハーベスト農薬等残留防止緊急対策事業報告書、平成8年度飼料の安全性確認調査委託事業報告書、EPA評価書）を提出する。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後に、飼料中の残留基準の検討を行うこととし、その際には、当該基準及び飼料原料の最大摂取割合に基づき設定される畜産物中の残留基準が人の健康に悪影響を及ぼさないものであり、飼料給与が困難とならないよう厚生労働省と調整を図ることとしている。

<提出資料の一覧>

| | 牛、山羊 | 豚 | 家さん |
|-------------|--|--------------------------------|--|
| エチオン | 牛 ・平成11年度飼料の安全性確認調査委託事業報告書 ・1994年JMPR評価書 山羊 ・1994年JMPR評価書 | ・平成6年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 | ・平成6年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 ・1994年JMPR評価書 |
| カルボフラン | 牛 ・平成16年度飼料の安全性確認調査委託事業報告書 ・1997年JMPR評価書 山羊 ・1997年JMPR評価書 | ・平成8年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 | ・平成8年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 ・2003年JMPR評価書 |
| キャプタン | ・2000年JMPR評価書 | ・平成16年度有害物質の畜産物中への移行残留調査報告書 | ・平成16年度有害物質の畜産物中への移行残留調査報告書 ・2000年JMPR評価書 |
| ダイアジノン | ・1996年JMPR評価書 | ・平成2年度飼料安全性確認調査委託事業報告書 | ・平成2年度飼料安全性確認調査委託事業報告書 ・1996年JMPR評価書 |
| ホスメット | 牛に関する試験 ・平成16年度飼料中有害物質の牛乳への移行調査 山羊に関する試験 ・1997年JMPR評価書 | ・平成6年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 | ・平成6年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 ・1997年JMPR評価書 |
| ホレート | 牛 ・平成16年度飼料の有害物質等残留基準設定等委託事業報告書 ・2005年JMPR報告書 山羊 ・2005年JMPR評価書 | ・平成8年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 | ・平成8年度有害物質等残留防止緊急対策事業報告書 ・2005年JMPR評価書 |
| シハロトリン | ・2008年JMPR評価書 | ・平成16年度有害物質の畜産物中への移行残留調査報告書 | ・平成16年度有害物質の畜産物中への移行残留調査報告書 ・2008年JMPR評価書 |
| ジクロルボス及びナレド | ・1993年JMPR評価書 ・EPA評価書(ジクロルボス、ナレド) ・平成5年飼料安全性確認調査委託事業報告書 | | |
| アラクロール | ・平成8年度飼料の安全性確認調査委託事業報告書 ・EPA評価書 | ・平成3年度ポストハーベスト農薬等残留防止緊急対策事業報告書 | ・平成3年度ポストハーベスト農薬等残留防止緊急対策事業報告書 ・EPA評価書 |